

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」って聞いたことがありますか？

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとされています。日本でも、男女共同参画基本計画の中で、「生涯を通じた女性の健康支援」を施策として掲げ、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点の重要性をうたっています。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が身体的・精神的・社会的な健康を完全に良好な状態で維持し、子どもを産むかどうかなど自分の体に関することについて、自分の意思が尊重され、自ら自由に決定する権利のことをいいます。

具体的には、以下のような権利が含まれます。

- すべてのカップルと個人が、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むか、出産間隔をどうするかを自由にかつ責任をもって決定する権利
- そのための性と生殖に関する教育を受け、情報を得る権利
- 差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利
- 適切なヘルスケアサービスが受けられる権利
- 合法かつ安全な中絶の権利
- 断種や中絶を強制されない権利
- 避妊の権利
- ジェンダーに基づく暴力、児童婚、強制婚、女性性器切除（FGM）などの慣行からの保護
- すべての新生児が健全な小児期を過ごせること



女性は、妊娠出産等の女性特有の健康上の問題があります。月経、避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害など、思春期、妊娠出産、更年期、高齢期と生涯のそれぞれのライフステージに合わせ、女性が直面するさまざまな問題に対応し、生涯を通じた女性の健康を保持増進するため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを正しく理解することが大切です。

また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツで提唱される権利の獲得は、女性が安心して子どもを産み、育てることができ、さらに子どもを産みたいと思う社会を形成するために必要不可欠であるといえます。

問い合わせ先 企画課企画調整係 ☎68-2211（内線337）

利根町妊娠・出産祝い品支給事業開始のご案内

令和2年4月1日より、利根町妊娠・出産祝い品支給事業が始まりました。

この事業は、妊婦および子育て世帯へ母乳育児用品および商品券を支給することで、産前産後の母親の不安軽減を図るとともに、経済的負担の軽減および町内の消費活動の活性化を図ることを目的としています。

事業内容

①母乳育児用品の支給

- 内容：母子健康手帳を交付された妊婦の方に母乳育児用品（授乳服）を支給します。
- 支給対象者：母子健康手帳を交付された妊婦の方で、申請時点で町内に住所がある方
  - ・特例として、上記対象者のうち、入院等の理由で出産前に申請ができなかった方で、令和2年4月1日から5月31日までの間に産出した方は、母乳育児用品の申請が可能です。
  - ・転入時点で、すでに母子健康手帳をお持ちの妊婦の方も対象です。
- 申請方法：母子健康手帳の交付を受けた後、子育て支援課で申請手続きをしてください。
- 申請期間：特例の方をのぞき、原則妊娠中です。
- 持参するもの：母子健康手帳の写し（妊婦の氏名、分娩予定日が確認できるページの写し）印鑑（スタンプ式不可）



②出産祝い商品券の支給

- 内容：お子さんが生まれた子育て世帯に出産祝い商品券（利根町内共通商品券 5万円分）を支給します。商品券は町内取扱店で使用できます。
- 支給対象者：誕生日が令和2年4月1日以降で、出生時に当町の住民基本台帳に登録された子ども（以下、「対象子ども」という）父または母で、次の2点ともに当てはまる方。
  - ①対象子どもの誕生日において当町の住民基本台帳に登録されている方
  - ②対象子どもを監視し、かつ、生計を同じくする方
 ただし、下記のいずれかに当てはまる場合は、商品券が支給されません。
  - ・対象子どもの父または母に、対象子どもの誕生日において町税等に滞納があるとき。
  - ・申請期間内に、町内に住所を有しなくなったとき。
  - ・申請期間内に、商品券の支給申請を行わないとき。
 町税等とは…利根町で賦課された住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料、利用者負担額（保育料）、放課後児童クラブ費のことをいいます。
- 申請方法：出生届を届け出後、子育て支援課で申請手続きをしてください。
- 申請期間：誕生日の翌日から50日以内（50日目が閉庁日の場合、その前の開庁日が締め切り日）です。
- 持参するもの：印鑑（スタンプ式不可）

申請がない場合は、対象者であっても支給を受けることができませんので、忘れずに申請願います。ご不明な点がございましたら、子育て支援課までお問い合わせください。

問い合わせ先 役場子育て支援課 子育て支援係（内線142）

令和2年4月からの特別児童扶養手当等の手当額（月額）

	令和元年度	令和2年度
特別児童扶養手当（1級）	52,200円	52,500円
特別児童扶養手当（2級）	34,770円	34,970円
障害児福祉手当	14,790円	14,880円
特別障害者手当	27,200円	27,350円
経過的福祉手当	14,790円	14,880円

※令和2年1月24日付けで2019年全国消費者物価指数が公表されました。

これにより特別児童扶養手当及び特別障害者手当等について、物価変動率（+0.5%）に基づき額改定が行われました。

問い合わせ先 役場福祉課 社会福祉係 ☎68-2211（内線126）

令和2年度特別児童扶養手当等の手当額が改定されました。令和2年4月からの特別児童扶養手当等の手当額（月額）が左記のとおり改定されましたので、お知らせいたします。

母子家庭等自立促進講習会のお知らせ

**場 所**：茨城県母子寡婦福祉連合会 ラーク・ハイツ会議室  
**対 象 者**：母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦で全日程出席でき、今後就労を希望する方  
**申 込 込 み 方 法**：申込用紙は、役場子育て支援課にあります。また、茨城県母子寡婦福祉連合会のホームページからもダウンロードできます。  
**そ の 他**：託児所を利用できます。（2歳児以上）※事前に登録が必要です。次の条件を満たす方は、交通費の一部が支給されます。（母子家庭等となって7年未満の方で前年度の所得が一定以下の方）

**介護職員初任者研修**

- 日時：6月14日（日）～14日間（日曜日のみ）  
午前9時～午後5時（内容により短縮あり）
- 募集人数：20名
- 受講料：無料（ただし、テキスト代6,000円、ボランティア保険加入代392円の自己負担があります。）
- 申し込み期限：5月29日（金）【消印有効】
- その他：レポート提出 4回（全130時間）あり

**調剤薬局事務講座**

- 日時：10月3日（日）～8日間（土曜日のみ）  
午前10時～午後4時
- 募集人数：20名
- 受講料：無料（ただし、テキスト代3,000円、ボランティア保険加入代（224円）の自己負担があります。）
- 試験代：6,500円
- 申し込み期限：9月18日（金）【消印有効】

問い合わせ先：社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター  
〒300-0065 水戸市八幡町11-52 ラーク・ハイツ内 ☎029-2211-8497